

社会福祉法人愛宕福社会

定 款

平成10年 7月 8日 法人認可

令和 6年 3月13日 定款変更

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営
- (ニ) 養護老人ホームの受託経営
- (ホ) 乳児院の受託経営
- (ヘ) 児童養護施設の受託経営
- (ト) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ト) 老人居宅介護等事業の経営
- (チ) 保育所の経営
- (リ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ヌ) 一時預かり事業の経営
- (ル) 障害福祉サービス事業の経営
- (ヲ) 特定相談支援事業の経営
- (ワ) 老人福祉センターの受託経営
- (カ) 移動支援事業の経営
- (ヨ) 一般相談支援事業の経営
- (タ) 障害児相談支援事業の経営
- (レ) 子育て短期支援事業の経営
- (ソ) 障害児通所支援事業の経営
- (ツ) 保育所の受託経営
- (ネ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ナ) 病児保育事業の経営
- (ラ) 複合型サービス福祉事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人愛宕福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県新潟市北区松潟1510番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を新潟県新潟市北区木崎1816番地5に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員1名を含む合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認（社会福祉法第45条の31の規定に該当する場合を除く。）
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事のうち1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長の命を受けて、この法人の業務を処理する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第29条 この法人に部会及び委員会を置くことができる。

- 2 部会及び委員会は専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは理事長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 特別養護老人ホーム「愛宕の園」の敷地12筆（6,671.02平方メートル）
新潟県新潟市北区松潟字新崎1510番地の土地（558.67平方メートル）

- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 1 番地の土地 (5 2 2.3 1 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 2 番地の土地 (4 2 9.7 5 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 3 番地の土地 (6 2 1.4 8 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 4 番地の土地 (1,2 1 3.2 2 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 5 番地の土地 (1 9 1.7 3 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 6 番地の土地 (8 6 9.4 2 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 7 番地の土地 (2 9.7 5 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 8 番地の土地 (4 9.5 8 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 9 番地の土地 (1,0 3 4.7 1 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 2 0 番地の土地 (5 9.5 0 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 2 1 番地の土地 (1,0 9 0.9 0 平方メートル)
- (2) 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 5 1 4 番地、1 5 1 2 番地、1 5 1 3 番地、1 5 1 5 番地、1 5 1 6 番地、1 5 1 9 番地、1 5 2 1 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建特別養護老人ホーム「愛宕の園」園舎 1 棟 (3,8 9 3.4 6 平方メートル)
- (3) 認知症対応型老人共同生活援助事業「グループホームこもれび」の敷地 2 筆 (1,1 0 1.3 6 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 9 0 番 1 の土地 (4 3 6.3 6 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 9 1 番 1 の土地 (6 6 5.0 0 平方メートル)
- (4) 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 9 1 番 1、1 4 9 0 番 1 所在の木造セメント瓦葺 2 階建認知症対応型老人共同生活援助事業「グループホームこもれび」園舎 1 棟 (5 9 8.9 8 平方メートル)
- (5) 新潟県胎内市十二天字柳田 9 1 番地 5、9 1 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建保育所「ひだまりこども園」園舎 1 棟 (1,2 4 1.5 8 平方メートル)
- (6) 新潟県新潟市南区臼井字町北 1 4 3 5 番地 3 所在の鉄骨セメント・亜鉛メッキ鋼板葺平家建老人デイサービスセンター「デイサービスセンターうすい」園舎 1 棟 (4 8 2.5 5 平方メートル)
- (7) 新潟県新潟市南区臼井字町北 1 4 3 5 番地 3、1 4 3 8 番地 7 所在の木造セメント瓦葺平家建認知症対応型老人共同生活援助事業「グループホームうすい」園舎 1 棟 (3 0 4.7 4 平方メートル)
- (8) 新潟県岩船郡関川村大字湯沢 1 8 2 6 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建軽費老人ホーム「ケアハウスせきかわ」園舎 1 棟 (1,7 2 9.6 8 平方メートル)
- (9) 新潟県岩船郡関川村大字湯沢 1 8 2 6 番地 2 所在の木造瓦葺平屋建認知症対応型老人共同生活援助事業「グループホームせきかわ」園舎 1 棟 (2 9 8.8 8 平方メートル)
- (10) 障がい者支援施設「松潟の園」の敷地 1 4 筆 (7,3 0 1.6 4 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 8 2 番 1 の土地 (8 4 6.2 7 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 8 3 番 1 の土地 (8 4 5.7 8 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 8 3 番 2 の土地 (5 9 5.5 3 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 8 4 番 1 の土地 (3 1 7.3 2 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 8 5 番 1 の土地 (5 8 5.1 3 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 8 5 番 2 の土地 (9 9.0 0 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 8 6 番 1 の土地 (6 5 7.2 3 平方メートル)
- 新潟県新潟市北区松潟字新崎 1 4 8 6 番 2 の土地 (3 5 1.1 0 平方メートル)

- 新潟県新潟市北区松潟字新崎1487番1の土地（466.60平方メートル）
 新潟県新潟市北区松潟字新崎1488番1の土地（527.68平方メートル）
 新潟県新潟市北区松潟字新崎1489番1の土地（530.43平方メートル）
 新潟県新潟市北区松潟字新崎1490番2の土地（406.00平方メートル）
 新潟県新潟市北区松潟字新崎1491番2の土地（359.57平方メートル）
 新潟県新潟市北区松潟字新崎1492番の土地（714.00平方メートル）
- (11) 新潟県新潟市北区松潟字新崎1482番地1、1483番地1、1483番地2、1484番地1、1485番地1、1485番地2、1492番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建障がい者支援施設「松潟の園」園舎1棟（2,163.20平方メートル）
- (12) 新潟県佐渡市両津湊字川方343番地45所在の鉄骨造瓦葺2階建老人デイサービスセンター「デイサービスセンターさど」園舎1棟（1,203.60平方メートル）
- (13) 新潟県新潟市西蒲区福島字前新田305番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建特別養護老人ホーム「中之口愛宕の園」園舎1棟（4,135.67平方メートル）
- (14) 特別養護老人ホーム「豊浦愛宕の園」の敷地2筆（12,517.62平方メートル）
 新潟県新発田市荒町字竹ヶ花前甲1611番13の土地（11,214.62平方メートル）
 新潟県新発田市荒町字竹ヶ花前甲1611番14の土地（1,303.00平方メートル）
- (15) 新潟県新発田市荒町字竹ヶ花前甲1611番地13所在の鉄骨造陸屋根3階建特別養護老人ホーム「豊浦愛宕の園」園舎1棟（6,882.97平方メートル）
- (16) 新潟県燕市粟生津字山王869番地、868番地、870番地、871番地、872番地、911番地、912番地、913番地、868番地先、911番地先所在の鉄骨造陸屋根2階建特別養護老人ホーム「吉田愛宕の園」園舎1棟（4,932.55平方メートル）
- (17) 新潟県佐渡市新徳瓜生屋340番地1、341番地1、339番地2所在の鉄骨造陸屋根3階建特別養護老人ホーム「新徳愛宕の園」園舎1棟（5,746.22平方メートル）
- (18) グループホーム「なかのくち」の敷地2筆（1,511.64平方メートル）
 新潟県新潟市西蒲区福島字前新田311番1の土地（741.01平方メートル）
 新潟県新潟市西蒲区福島字前新田312番1の土地（770.63平方メートル）
- (19) 新潟県新潟市西蒲区福島字前新田311番地1、312番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建グループホーム「なかのくち」園舎1棟（266.64平方メートル）
- (20) グループホーム「はたの」の敷地2筆（1,981.00平方メートル）
 新潟県佐渡市寺田字寺田沖566番の土地（1,145.00平方メートル）
 新潟県佐渡市寺田字寺田沖567番の土地（836.00平方メートル）
- (21) 新潟県佐渡市寺田字寺田沖566番地、567番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建グループホーム「はたの」園舎1棟（565.20平方メートル）
- (22) 新潟県新潟市南区臼井字町北1435番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建小規模多機能ホーム「うすい」園舎1棟（202.74平方メートル）
- (23) 新潟県新潟市東区空港西一丁目117番地8、117番地6、117番地7所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建認知症対応型老人共同生活援助事業「グループホーム空港西」園舎1棟（563.30平方メートル）
- (24) 新潟県新潟市北区松潟字新崎1490番地2、1487番地1、1488番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建「就労支援センタードリーム」園舎1棟（141.62平方メートル）
- (25) 新潟県新潟市東区空港西二丁目201番地2、201番地1、201番地3、201番

- 地21、201番地22所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建小規模多機能ホーム「花かいどう」・サービス付き高齢者向け住宅「ヴァルメ花かいどう」園舎1棟（896.97平方メートル）
- (26) 新潟県佐渡市新穂瓜生屋512番地、510番地2、510番地3、511番地1、511番地2、511番地3、513番地1、511番地1先所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建特別養護老人ホーム「新穂愛宕の園式号館」園舎1棟（1,483.50平方メートル）
- (27) 新潟県新潟市東区西野字切添1218番地2、1217番地2、1218番地1、1220番地1の鉄骨造陸屋根3階建特別養護老人ホーム「新潟東愛宕の園」園舎1棟（4565.45平方メートル）
- (28) 就労継続支援A型「就労センタードリームネクスト」の敷地2筆（1295.92平方メートル）
- 新潟県新潟市北区木崎字下山1816番1の土地（647.18平方メートル）
- 新潟県新潟市北区木崎字下山1816番5の土地（648.74平方メートル）
- (29) 新潟県新潟市北区木崎字下山1816番地5所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建就労継続支援A型「就労センタードリームネクスト」園舎1棟（563.10平方メートル）
- (30) 小規模多機能型居宅介護事業「小規模多機能ホームとようら」の敷地1筆（1015.72平方メートル）
- 新潟県新発田市荒町字竹ヶ花前甲1611番12の土地（1015.72平方メートル）
- (31) 新潟県新発田市荒町字竹ヶ花前甲1611番地12所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建小規模多機能ホーム「とようら」園舎1棟（291.07平方メートル）
- (32) 特別養護老人ホーム「新潟北愛宕の園」の敷地3筆（4224.17平方メートル）
- 新潟県新潟市北区前新田字前新田甲74番1の土地（3686.11平方メートル）
- 新潟県新潟市北区前新田字古囲内甲88番1の土地（277.47平方メートル）
- 新潟県新潟市北区前新田字前田甲316番子の土地（260.59平方メートル）
- (33) 新潟県新潟市北区前新田字前新田甲74番地1、新潟県新潟市北区前新田字古囲内甲88番地1、新潟県新潟市北区前新田字前田甲316番地子所在の鉄骨造陸屋根3階建特別養護老人ホーム「新潟北愛宕の園」園舎1棟（5379.51平方メートル）
- (34) サービス付き高齢者向け住宅「サービス付き高齢者向け住宅ヴァルメ豊浦」の敷地1筆（2390.01平方メートル）
- 新潟県新発田市荒町字竹ヶ花前甲1611番51の土地（2390.01平方メートル）
- (35) 新潟県新発田市荒町字竹ヶ花前甲1611番51所在の軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建サービス付き高齢者向け住宅「ヴァルメ豊浦」園舎1棟（1589.25平方メートル）
- (36) 特別養護老人ホーム「新潟東愛宕の園」の敷地1筆（3760.63平方メートル）
- 新潟県新潟市東区若葉町二丁目217番1の土地（3760.63平方メートル）
- (37) 保育所「あたご とまとこども園」の敷地4筆（1961.00平方メートル）
- 新潟県新潟市葛塚字正尺4840番1の土地（628.00平方メートル）
- 新潟県新潟市葛塚字正尺4840番2の土地（25.00平方メートル）
- 新潟県新潟市葛塚字正尺4850番の土地（654.00平方メートル）
- 新潟県新潟市葛塚字正尺4851番の土地（654.00平方メートル）
- (38) 新潟県新潟市北区葛塚字正尺4851番地、4850番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建保育所「あたご とまとこども園」園舎1棟（836.05平方メートル）
- (39) 東京都板橋区高島平五丁目31番1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建小規模多機能

- ホーム「たかしまだいら」・認知症対応型老人共同生活援助事業「グループホームたかしまだいら」園舎1棟（990.99平方メートル）
- (40) 新潟県新潟市北区松潟字新崎1488番地1、1487番地1、1489番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建グループホーム「きらめき」園舎1棟（234.80平方メートル）
- (41) 新潟県新潟市北区早通字早通75番地4所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建グループホーム「エピソードI」園舎1棟（288.20平方メートル）
- (42) 新潟県新潟市北区石動二丁目2番地10、2番地9、2番地11所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建自立訓練（生活訓練）「ドリームカレッジ」園舎1棟（364.32平方メートル）
- (43) 共同生活援助事業・生活介護事業「北区早通 障がい者複合施設」の敷地2筆（1511.48平方メートル）
新潟市北区早通字前割8番の土地（1406.1平方メートル）
新潟市北区早通字前割8番3の土地（105.38平方メートル）
- (44) 新潟県新潟市北区早通字前割8番地、8番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建共同生活援助事業・生活介護事業「北区早通 障がい者複合施設」園舎1棟（563.73平方メートル）
- (45) 新潟県燕市東太田字下前田1066番地5所在の鉄骨造陸屋根3階建特別養護老人ホーム「燕愛宕の園」園舎1棟（4312.84平方メートル）
- (46) 新潟県新潟市北区松潟字新崎1489番地1、1488番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建「就労支援センタードリーム（増築）」園舎1棟（313.01平方メートル）
- (47) 新潟県燕市東太田字下前田1066番地5所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建「燕あたごこども園」園舎1棟（129.19平方メートル）
- (48) 新潟県新潟市北区松潟字新崎1490番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建「デアクティビティセンター はろはろパン工房」（24.84平方メートル）
- (49) 幼保連携型認定こども園「開志上所こども園」の敷地6筆（1577.00平方メートル）
新潟県新潟市中央区上所中1丁目138番地の土地（191.00平方メートル）
新潟県新潟市中央区上所中1丁目139番地の土地（297.00平方メートル）
新潟県新潟市中央区上所中1丁目140番地の土地（297.00平方メートル）
新潟県新潟市中央区上所中1丁目147番地の土地（297.00平方メートル）
新潟県新潟市中央区上所中1丁目148番地の土地（297.00平方メートル）
新潟県新潟市中央区上所中1丁目149番地の土地（198.00平方メートル）
- (50) 新潟県新潟市中央区上所中1丁目138番地、139番地、140番地、147番地、148番地、149番地所在の鉄骨造陸屋根2階建幼保連携型認定こども園「開志上所こども園」園舎1棟（1309.83平方メートル）
- (51) 新潟県新潟市北区早通字前割8番地、8番地3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建「北区早通 障がい者複合施設（増築）」園舎1棟（274.92平方メートル）
- (52) 共同生活援助・就労支援事業「村上市坂町障がい者複合施設」の敷地2筆（1,674.16平方メートル）
新潟県村上市坂町字腰廻1860番27の土地（1616.63平方メートル）
新潟県村上市坂町字腰廻1860番28の土地（36.28平方メートル）

新潟県村上市坂町字腰廻1860番31の土地（21.25平方メートル）

(53) 新潟県村上市坂町字腰廻1860番27の1、1860番28、1860番31所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建就労移行支援、就労継続支援B型「未来ワークサポートさかまち」園舎1棟（287.34平方メートル）

(54) 新潟県村上市坂町字腰廻1860番27の2、1860番28、1860番31所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建共同生活援助、短期入所「未来ベースさかまち」園舎1棟（261.67平方メートル）

(55) 「あたとまとこども園の園庭拡充及び保護者用駐車場整備」の敷地2筆（653.00平方メートル）

新潟県新潟市北区葛塚字正尺4841番1の土地（628.00平方メートル）

新潟県新潟市北区葛塚字正尺4841番2の土地（25.00平方メートル）

(56) 「ひだまりこども園の保護者用駐車場整備」の敷地5筆（3298.66平方メートル）

新潟県胎内市十二天字白山20番5の土地（983.00平方メートル）

新潟県胎内市十二天字白山20番9の土地（372.00平方メートル）

新潟県胎内市十二天字白山25番1の土地（1098.03平方メートル）

新潟県胎内市十二天字白山26番2の土地（699.63平方メートル）

新潟県胎内市十二天字屋敷添252番1の土地（146.00平方メートル）

(57) 新潟県新潟市西蒲区福島字前新田312番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建グループホーム「グループホームなかのくち式号館」園舎1棟（572.99平方メートル）

(58) 就労継続支援B型「ダイアクティビティセンターはろはろ」の敷地1筆（540.46平方メートル）

新潟県新潟市北区早通北一丁目1561番2の土地（540.46平方メートル）

(59) 新潟県新潟市北区早通北一丁目1561番地2所在の鉄骨・軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建就労継続支援B型「ダイアクティビティセンターはろはろ」園舎1棟（359.48平方メートル）

(60) 養護老人ホーム「松鶴荘」、特別養護老人ホーム「大山台ホーム」の敷地1筆（23,619.33平方メートル）

新潟県新潟市東区大山2丁目8番14の土地（23,619.33平方メートル）

(61) 新潟県新潟市東区大山2丁目8番14の1所在の鉄骨造陸屋根3階建養護老人ホーム「松鶴荘」（2,858.81平方メートル）

(62) 新潟県新潟市東区大山2丁目8番14の2所在の鉄骨造陸屋根3階建特別養護老人ホーム「大山台ホーム」（5,483.4平方メートル）

(63) 幼保連携型認定こども園「開志新潟東こども園」の敷地8筆（1,670.03平方メートル）

新潟県新潟市東区中野山三丁目3番9の土地（399.81平方メートル）

新潟県新潟市東区中野山三丁目3番10の土地（523.11平方メートル）

新潟県新潟市東区中野山三丁目3番11の土地（57.82平方メートル）

新潟県新潟市東区中野山三丁目3番12の土地（57.89平方メートル）

新潟県新潟市東区中野山三丁目3番13の土地（203.66平方メートル）

新潟県新潟市東区中野山三丁目3番7の土地（30.00平方メートル）

新潟県新潟市東区中野山三丁目3番8の土地（68.63平方メートル）

新潟県新潟市東区中野山三丁目3番78の土地（329.11平方メートル）

(64) 新潟県新潟市東区中野山三丁目3番地10、3番地9、3番地11、3番地78所在の鉄骨造陸屋根2階建の幼保連携型認定こども園「開志新潟東こども園」の園舎1棟(922.01平方メートル)

(65) 複合型サービス福祉事業「看護小規模多機能ホームさかい」、特別養護老人ホーム「特別養護老人ホーム坂井愛宕の園」、グループホーム「グループホームさかい」の敷地6筆(3,317平方メートル)

新潟県新潟市西区坂井字村上1449番1の土地(1036平方メートル)

新潟県新潟市西区坂井字村上1450番1の土地(443平方メートル)

新潟県新潟市西区坂井字村上1451番1の土地(274平方メートル)

新潟県新潟市西区坂井字村上1452番1の土地(529平方メートル)

新潟県新潟市西区坂井字村上1454番1の土地(359平方メートル)

新潟県新潟市西区坂井字村上1455番1の土地(676平方メートル)

(66) 新潟県新潟市西区坂井字村上1450番地1、1449番地1、1451番地1、1452番地1所在の鉄骨造陸屋根3階建の複合型サービス福祉事業「看護小規模多機能ホームさかい」、特別養護老人ホーム「特別養護老人ホーム坂井愛宕の園」、グループホーム「グループホームさかい」の園舎1棟(2,560.34平方メートル)

- 3 運用財産は基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は第30条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、新潟県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第33条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護保険法に定める訪問調査の受託等
- (3) 地域包括支援センターの受託経営
- (4) 新潟市高齢者支援センターの受託経営
- (5) 介護員養成研修事業
- (6) 認可外保育所の経営
- (7) 有料老人ホームの経営
- (8) サービス付き高齢者向け住宅の経営
- (9) 喀痰吸引等研修事業
- (10) 新潟市障がい者就業支援センターの経営
- (11) 職業紹介事業
- (12) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (13) 生活支援体制整備事業
- (14) 新潟市西蒲区中之口地区福祉巡回バス運行事業
- (15) 訪問看護事業
- (16) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業
- (17) 新潟県重度障害者（児）居宅介護職員初任者研修等事業
- (18) 介護福祉士養成施設を経営する事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処理)

第40条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸事業
- (2) 給食調理業務の受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第42条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第10章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人愛宕福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	池田	弘
理事	松山	茂樹
〃	高瀬	慎一
〃	伊藤	幸興
〃	渡辺	辰郎
〃	相馬	二郎
〃	長谷川	武

” 伊 藤 昇
” 平 井 稔 子
” 福 島 正 巳
監 事 東 間 清 吾
” 田 村 磯 雄

2. 平成28年12月6日開催の評議員会及び理事会で議決を得た定款の一部改訂のうち、第3条2項（経営の原則）、第6条（評議員の選任及び解任）、第37条（会計処理の基準）は新潟県知事の認可の日から施行し、それ以外の改訂については、平成29年4月1日から施行する。

平成10年 7月 8日 認可

平成12年 3月13日 変更

平成13年 6月18日 変更

平成14年 4月26日 変更

平成14年 6月20日 変更

平成14年 7月22日 変更

平成14年11月22日 変更

平成15年 6月30日 変更

平成15年 9月26日 変更

平成15年12月12日 変更

平成16年 3月19日 変更

平成16年 7月 5日 変更

平成17年 1月31日 変更

平成17年 4月26日 変更

平成17年10月 7日 変更

平成18年 4月 1日 変更

平成19年 2月 9日 変更

平成19年 6月21日 変更

平成20年 1月10日 変更

平成20年 6月19日 変更

平成20年11月12日 変更

平成21年 2月10日 変更

平成21年 5月 7日 変更

平成21年 6月29日 変更

平成22年 1月18日 変更

平成22年 5月18日 変更

平成22年 7月12日 変更

平成23年 1月27日 変更

平成23年 3月29日 変更

平成23年11月30日 変更

平成24年 4月13日 変更

平成24年 5月30日 変更

平成24年12月 5日 変更

平成25年 4月11日 変更

平成25年 5月23日 変更

平成25年10月 1日 変更

平成26年 1月28日 変更

平成26年 6月30日 変更

平成27年 1月29日 変更

平成27年 4月23日 変更

平成27年 7月24日 変更

平成28年 5月10日 変更

平成28年12月21日 変更

平成29年 4月14日 変更

平成29年 7月12日 変更

平成30年 1月30日 変更

平成30年 4月24日 変更

平成30年 7月10日 変更

平成31年 1月 9日 変更

令和 2年 2月17日 変更

令和 2年 2月25日 変更

令和 2年10月12日 変更

令和 3年 3月26日 変更

令和 3年 4月30日 変更

令和 3年 7月27日 変更

令和 3年 9月29日 変更

令和 4年 3月14日 変更

令和 4年 5月23日 変更

令和 5年 4月24日 変更

令和 5年 7月14日 変更

令和 6年 3月13日 変更